

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成13年政令第355号）

等の一部を改正する政省令案に係る意見募集 ―日英協定締結に係る制度整備―

に対して提出された意見及び当該意見に対する考え方

（意見募集期間：令和4年7月14日～同年8月12日）

提出件数 1 件（法人 0 件・個人等 1 件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	提出された意見に対する考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	個人	日英に限らず、過去の欧州連合、シンガポール、米国との協定は、双方にとってメリットがあるから締結した（する）のですが、具体的に我が国にとってどのようなメリットがある（期待できる）のか、数字や具体例とともに説明をお願いします。	MRAの締結により、協定締結国（地域）向けの適合性評価（試験、検査、認証等）を国内で実施することが可能となり、適合性評価に要する期間の短縮及び費用の縮減が可能となるといった効果が期待できます。	無